

本県における公害紛争処理事件一覧

本県における公害紛争処理事件一覧

事件の表示		公害の種類	紛争の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	委員人数	担当委員(専門)
1	昭和46年(和)第1号事件	騒音・振動	製缶工場からの騒音、振動により、精神的苦痛、健康障害、生業妨害等を受けているので、移転又は操業停止を求める。	S46.5.25	S47.12.12	和解の仲介打切り	3名	法律 公衆衛生(薬) 産業技術/騒音
2	昭和47年(中)第2号事件	水質汚濁	客車区から排出された汚水により井戸水が汚染されて、健康被害を受けたので、慰謝料等の支払を求める。	S47.9.26	S50.12.4	仲裁申請取下げ	3名	法律 産業技術/水質 公衆衛生(医)
3	昭和49年(調)第1号事件	騒音・振動 悪臭	食品工場から発生する騒音、振動、悪臭等の防止又は家屋、敷地等の買い取りを求める。	S49.6.8	S50.7.14	調停成立	3名	法律 産業技術/大気 産業技術/騒音
4	昭和61年(調)第1号事件	騒音	製材工場からの騒音、振動、粉じんにより家屋の隙間が生じる等の被害及び不快感等の生活妨害を受けているので、慰謝料として350万円の支払及び被害防止のための設備改善を求める。	S61.1.8	S62.1.22	調停成立	3名	法律 法律 産業技術/騒音
5	昭和61年(調)第2号事件	騒音	製缶工場からの騒音、振動については、従前からの苦情にもかかわらず、工場の増築増設によってさらに倍増し、深夜にも及び、日常会話の困難、不眠等の生活妨害を受けているので、日曜・祭日の操業及び土曜・平日の19時から8時までの操業差止又は完全な防音施設の設置を求める。	S61.12.24	S62.8.5	調停打切り	3名	法律 産業技術/騒音 法律
6	昭和62年(調)第1号事件	水質汚濁	山中の溜池を水源とし、簡易水道を敷設しているが、付近の養鶏場からの汚水、粉じんが溜池内に流入し、日常生活に不自由をきたしているので、汚水浄化施設、場内全面舗装、溜池の浚渫が終了するまで使用を停止すること、又はこれらの施設の整備ができない場合は養鶏場の移転を求める。	S62.5.29	S63.12.7	調停成立	3名	法律 産業技術/水質 公衆衛生(医)
7	昭和63年(調)第1号事件	大気汚染	アルミ製造工場から発生する大気汚染、悪臭等による営業妨害、生活妨害に対する慰謝料を支払うこと、公害を発生するような操業をしないための対策を講ずることを求める。	S63.2.1	H1.4.21	調停打切り	3名	法律 法律 産業技術/大気
8	平成2年(調)第1号事件	水質汚濁	本件ゴルフ場の近くには、飲料水として取水している川があり、本件ゴルフ場が建設されるとそこで使用される農薬等が川に流入し、町民の健康を害するおそれがあり、大雨の時には水害、渇水時には水不足をもたらすおそれがあるので、水質汚濁、大気汚染、水害等のおそれはないとの万全の保証ができるまで、ゴルフ場の建設工事をしないことを求める。	H2.12.25	H4.4.30	一部調停打切り 一部調停成立	3名	法律 産業技術/水質 産業技術/大気
9	平成4年(調)第1号事件	水質汚濁	堆肥置場からの汚水の流出により下流の井戸水から大腸菌が検出されたため、町水道に加入せざるを得なくなり、その加入金等の支払を求める。	H4.11.11	H5.1.14	申請取下げ	一	未選任
10	平成8年(調)第1号事件	騒音	鉄筋加工工場からの作業音(クレーン移動音、鉄筋切断音)により、健康被害を受けており、防音対策工事、早朝、深夜の操業停止を求める。	H8.7.22	H9.4.7	調停成立	3名	法律 産業技術/騒音 産業技術/騒音
11	平成9年(調)第1号事件	騒音・振動	運転区(駅構内)における車両の出入り時における騒音及び振動により、家屋のひび割れによる財産的被害、感覚的・心理的被害を受けているので、①車両の出入り時における騒音・振動を準工業地域の基準値内に抑えること、②運転区における車両の出入庫列車本数を減らすこと、③申請人所有の家屋の損傷を修理すること、④申請人の経営する事務所営業妨害を解消すること。	H9.4.23	H10.9.18	一部調停申請取下げ 調停成立	3名	法律 産業技術/騒音 産業技術/騒音
12	平成15年(調)第1号事件	騒音 (低周波音)	隣接するスーパー屋上に設置された冷凍冷蔵庫の室外機群から発生する低周波音により、イライラ、不眠等の健康被害を受けており、低周波音の差止めを求める。	H15.4.14	H15.7.29	調停打切り	3名	法律 産業技術/騒音 公衆衛生(医)
13	平成18年(調)第1号事件	騒音・振動	高架鉄道の運行に伴う鉄道騒音・振動により、会話ができない、睡眠を妨害される等の生活及び健康被害を受けているため、①騒音・振動の低減措置を講じること、②低減措置を講じない場合は、申請人が所有権を有するマンションの各区分所有権を買い取ることを求める。	H18.3.31	H19.7.26	調停打切り	3名	法律 産業技術/騒音 公衆衛生(医)
14	平成18年(調)第2号事件	騒音・振動	平成18年(調)第1号事件への参加申立て	H18.4.14	H19.7.26	調停打切り		

事件の表示		公害の種類	紛争の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	委員人数	担当委員(専門)
15	平成18年(調)第3号事件	騒音	夜間から早朝にかけて発生する断続的な作業騒音、荷物の積み込み等の騒音、トラックのエンジン音等により睡眠妨害及び精神的苦痛を受けているため、①具体的な騒音低減措置を講じること、②建物の違法な増築部分を除却することを求める。	H18.11.9	H19.10.15	調停成立	3名	法律 産業技術/騒音 その他/農林
16	平成19年(調)第1号事件	悪臭	吹き付け塗装により、飛来した塗装が車両に付着している。また、悪臭が蔓延する被害を受けているため、①工場敷地内の空き地における吹き付け塗装を禁止すること、塗装ミスの飛来防止及びシンナー臭の蔓延防止措置をとること、②車両に付着した塗料の除去費用を支払うことを求める。	H19.12.26	H20.6.20	調停成立	3名	法律 産業技術/大気 公衆衛生(薬)
17	平成21年(調)第1号事件	騒音	木材加工のための機械から発生する稼働音が気になり、日常生活に支障を生じているため、①工場の機械の作業音について防音措置を講ずるなどして、騒音を低減すること、②過去7年以上の損害賠償慰謝料として500万円を支払うことを求める。	H21.12.9	H22.7.8	調停成立	3名	法律 産業技術/振動 公衆衛生(医)
18	平成23年(調)第1号事件	騒音	水産加工工場に設置された冷凍機のモーターから発生する作業音によって睡眠不足、耳鳴り、ストレス、血圧上昇を発するようになり、日常生活に支障を生じているため、①被申請人の工場の冷凍施設に防音施設を講ずるなどして、敷地境界において旧二丈町との間で締結した協定に定める基準以下に騒音を低減すること②工場の冷凍庫からの作業音について、午後11時から午前6時までの間、敷地境界において40デシベル以下にすることを支払うことを求める。	H23.12.9	H24.10.4	調停打切り	3名	法律 産業技術/振動 公衆衛生(医)
19	平成25年(調)第1号事件	悪臭	養豚場内における豚糞堆肥を製造及び畑への堆肥の散布により強い悪臭が発生し、入居者から苦情が出るなど、申請人のアパート経営にも損害を及ぼしているため、①堆肥製造しないこと②畑に豚糞堆肥を散布しないこと③養豚場の運営に関し、悪臭の低減に努めることを求める。	H25.4.16	H26.5.21	調停成立	3名	法律 産業技術/大気 公衆衛生(獣医)
20	平成26年(調)第1号事件	水質汚濁	申請人の生活用水として利用されている水源地の水が、被申請人の搬入した残土が雨水とともに流入したことが原因と推察される。残土搬入について、被申請人から事前説明はなく、問題発生後も残土上部にブルーシートを被せるのみで、残土の流入防止対策を講じていないため、①申請人の土地に運搬された残土を除去すること②大雨により残土が雨水とともに流れ、水源地の水の汚染が、日常の生活に不便をきたしているため、正常な生活が送れる対策を講じることを求める。	H26.5.29	H27.6.5	調停打切り	3名	法律 産業技術/水質 産業技術/廃棄物
21	平成27年(調)第1号事件	騒音	幼稚園からの騒音(園児の声、ピアノの音等)によって、申請人の生活及び歯科医院での診療に影響が出ており、また、被申請人が幼稚園の園舎の窓を開けているため、申請人は、いつも住居内が見られているという精神的負担を負っているため、①被申請人は、防音壁を設置するなどして、幼稚園からの騒音を低減すること、②被申請人は、申請人に対し、同園からの騒音を低減する目的で申請人が行った防音工事費用151万1611円を支払うこと、③被申請人は、同園の園舎の窓から申請人の方が見えないようにする措置をとることを求める。	H27.12.15	H28.10.6	調停成立	3名	法律 産業技術/騒音 公衆衛生(医)
22	平成28年(調)第1号事件	低周波音	被申請人が経営する24時間営業の飲食店室外機及び排気ダクトから発生する低周波音により、申請人は不眠や頭痛等に悩まされるようになったため、①被申請人は、当該飲食店について低周波音の発生を軽減防止する措置を講じること、②上記措置をとらない場合は、被申請人は平成29年6月末日までに上記店舗を現在地から移転することを求める。	H28.12.9	H29.3.7	申請取下げ	3名	法律 産業技術/騒音 公衆衛生(薬)

事件の表示	公害の種類	紛争の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	委員人数	担当委員(専門)
23 平成29年(調)第1号事件	騒音・振動	被申請人の工場から発生する騒音・振動により健康被害を受けているため、①被申請人は、被申請住所地に所有する工場について、操業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと、②上記措置をとらない場合は、被申請人は平成30年6月30日までに工場を現地から移転すること、③上記の工場が夜間操業する期間(過去と未来)の人的被害及び影響について損害賠償を求め、④工場からの騒音等で、申請人の所有地(自宅と隣接する一団の土地)の土地価値評価減の損害賠償を求め。	H29.12.21	H30.3.29	調停打ち切り	3名	法律 産業技術/騒音 公衆衛生(薬)
24 平成30年(調)第1号事件	振動	被申請人が平成29年11月29日前後に実施した「配水管布設替工事」で発生する振動の影響で、敷地内の地盤の変動・自宅建物の構造躯体・瓦・外溝等の被害を受けたため、①被申請人は、申請人が居住する自宅建物の原状回復修理や敷地内地盤の改良を行うこと、②当該「配水管布設替工事」の水道工事標準仕様書の環境対策(建設工事に伴う騒音振動対策技術指針昭和62年3月30日付け建設省経機発第58号)の報告書、工事写真一式、設計図書の情報開示をすること。	H30.6.25	H30.8.30	調停打ち切り	3名	法律 産業技術/騒音 産業技術/土壌
25 令和2年(調)第1号事件	振動	被申請人は、浄水場跡地の撤去及び宅地造成工事に伴い、近隣の家屋等に瓦の浮き、ずれ、油污れ、壁のヒビ割れ、クロスの破れ、テラスの汚れ、雨樋の破損、ソーラ天板の油污れといった被害を生じさせた。よって、被申請人は、共同して被害箇所の修理代 合計994,338円を支払うこと。	R2.2.5	R2.11.30	調停打ち切り	3名	法律 産業技術/騒音 産業技術/土壌
26 令和2年(調)第2号事件	騒音	被申請人は、低温倉庫、事務所及び工場の騒音を健康被害のない範囲まで低減するために、それぞれ次の対策を取ること。 ①低温倉庫(第一倉庫):24時間稼働している内部送風機について、特に午後10時から翌朝6時まで、シャッター遮音、倉庫内吸音及び送風機消音により低周波対策を行うこと、②空調室外機2台のうち南側室外機の騒音の大きさを、騒音規制法に定める特定工場等における規制基準値以内とすること、③事務所及び工場:騒音規制法に定める特定工場等における規制基準値以内とすること。	R2.3.16	R4.12.19	申請取下げ	3名	法律 産業技術/騒音 公衆衛生(医)
27 令和2年(調)第3号事件	騒音	被申請人らは、(1)申請人に対し、連帯して、金240万円及びこれに対する令和元年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、(2)本件テニスコートの使用によって、申請人宅の敷地境界に、毎日午前6時から午前8時までの間は50dBを、同午前8時から午後7時までの間は55dBを、同午後7時から午後10時までの間は55dBを、同午後10時から翌日午前6時までの間は45dBを、それぞれ超える騒音を到達させてはならない、(3)本調停申立て日の翌日から前項の行為がなくなるまでの間、各月末日限り1か月当たり20万円の割合による金員及びこれに対する当該月の翌月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え、(4)本件テニスコートの夜間照明の光線が直接申請人宅に到達しないような遮光工事をせよ。	R2.10.12	R3.6.22	調停打ち切り	3名	法律 産業技術/騒音 公衆衛生(医)

事件の表示	公害の種類	紛争の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	委員人数	担当委員(専門)
28 令和3年(調)第1号事件	騒音、悪臭	被申請人の自宅のガス衣類乾燥機により排出される音と臭いにより、申請人は、昼間に菜園で作業するとき不快であり、夜中にその排出音で目が覚めて安眠できない。また、夜中にエネファームが発生する低周波音で目が覚めて安眠できない。したがって、(1)被申請人宅のガス衣類乾燥機により申請人の敷地に向かって排出される「音と臭い」の軽減、(2)被申請人宅のエネファームが発生する低周波音の軽減を求める。	R3.2.24	R3.11.16	調停打ち切り	3名	法律 産業技術/騒音 産業技術/大気
29 令和3年(調)第2号事件	騒音	申請人は、被申請人の工場の騒音により、精神的苦痛を受けている。具体的には、申請人宅での会話や電話、テレビの聞き取りにも不自由を感じるなど日常生活に支障を生じている。その結果、申請人は、不眠症になり、その症状が悪化したため、令和3年3月19日より、睡眠導入剤の処方を受けている状況である。したがって、(1)被申請人は、本件工場から出る音について、55デシベルを超える音量を発生させないこと。(2)被申請人は、本件工場の操業日を毎週月曜から金曜まで、操業時間を午前9時から午後5時までとすること。(3)前2項に被申請人が違反した場合、被申請人は、申請人に対し、1回(同一日の複数の違反については1回とみなす。)の違反につき、金3万円を支払うこと。(4)被申請人は、申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払うことを求める。	R3.5.24	R5.8.2	調停成立	3名	法律 産業技術/騒音 公衆衛生(医)